

精神保健対策について

保健所では、依存症や思春期等の専門相談や支援困難事例等への相談を担い、市は地域生活支援に関する一般相談や障害福祉サービス等の利用に関する相談を担っている。

精神福祉保健事業は、市と保健所で分担・協力して実施し、保健所では、地域住民のこころの健康づくりや精神疾患の予防・医療、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進、障害者の自立等を目的として各種の事業を行っている。

1 精神保健福祉相談・訪問指導

保健師による精神保健福祉相談は、電話相談、面接相談、訪問相談等の方法により、思春期、依存症、未治療・治療中断等の医療やこころの健康づくり等の相談を行っている。近年は、多くの問題を抱える複雑困難な事例への対応が求められている。

専門医等による精神保健医療相談は、精神科医療全般にわたる相談に加え、思春期精神保健、高齢者精神疾患、アルコール依存症等の専門分野に関わる相談を実施している。専門医等による相談は、地域住民の利便性に配慮し、保健所や武蔵野三鷹地域センター内での相談に加え、訪問相談も実施している。

〔表3-1〕精神保健福祉相談・訪問指導

| 年 度 | 精 神 保 健 福 祉 相 談 | | | | | | | | | (再掲)精神保健福祉訪問指導 | | | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|--------|---------|------|---------|--------|---------|--------|----------------|-----|------|--------|---------|------|---------|--------|---------|-----|
| | 延人員 | 社会復帰 | 老人精神保健 | アルコール依存 | 薬物依存 | ギャンブル依存 | 児童・思春期 | 心の健康づくり | その他 | 実人員 | 延人員 | 社会復帰 | 老人精神保健 | アルコール依存 | 薬物依存 | ギャンブル依存 | 児童・思春期 | 心の健康づくり | その他 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年度 | 15,472 | 3 | 255 | 1,015 | 68 | 94 | 2,655 | 355 | 11,027 | 176 | 670 | - | 7 | 52 | 4 | - | 129 | 6 | 472 |
| 6年度 | 14,814 | 9 | 282 | 1,404 | 90 | 26 | 1,856 | 205 | 10,942 | 161 | 586 | - | 4 | 82 | 4 | - | 57 | 1 | 438 |

〔表3-2〕精神保健医療相談・訪問指導(専門医等)

| 年 度 | 実施回数 | 実人員 | 精 神 保 健 医 療 相 談 | | | | | | | | (再掲)訪 問 件 数 | | | | | | | | |
|-----|------|-----|-----------------|------|--------|---------|------|--------|---------|-----|-------------|-----|------|--------|---------|------|--------|---------|-----|
| | | | 延人員 | 社会復帰 | 老人精神保健 | アルコール依存 | 薬物依存 | 児童・思春期 | 心の健康づくり | その他 | 実人員 | 延人員 | 社会復帰 | 老人精神保健 | アルコール依存 | 薬物依存 | 児童・思春期 | 心の健康づくり | その他 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年度 | 42 | 120 | 131 | - | 7 | 11 | - | 23 | 1 | 89 | 15 | 15 | - | - | - | - | 2 | - | 13 |
| 6年度 | 45 | 139 | 139 | - | - | 17 | 8 | 59 | 9 | 46 | 6 | 6 | - | - | - | - | 5 | - | 1 |

2 専門グループワーク

思春期・青年期の時期に何らかの発達課題を抱え、精神や生活に障害を持つ人を対象としたグループワーク活動を行っている。専門的なアセスメントや対応を行うことにより、地域で自立した生活を営めるよう支援している。また、親のためのグループでは、学習会を2回開催した。令和6年度のテーマは、「将来のためにマネープランー今と親なき後の備えについてー」「生きづらさを抱えた子どもへの関わり方ー苦しくならないコミュニケーションとはー」とした。参加者からは、今後の参考になったとの声もあり、保健師との相談も続いている。

〔表3-3〕グループワーク実施状況

| 年度 | 種 別 | 場 所 | 年間実施回数 | 参加者数(人) | |
|---------|----------------|---------|--------|---------|------|
| | | | | 実参加者 | 延参加者 |
| 5 年度 | (年度計) | | 37 | 16 | 142 |
| | ① 思春期・青年期グループ | 多摩府中保健所 | 32 | 9 | 120 |
| | ② 思春期・青年期親グループ | 多摩府中保健所 | 5 | 7 | 22 |
| 6 年度 | (年度計) | | 34 | 12 | 116 |
| | ① 思春期・青年期グループ | 多摩府中保健所 | 32 | 5 | 90 |
| | ② 思春期・青年期親グループ | 多摩府中保健所 | 2 | 12 | 15 |

3 精神保健福祉講演会の開催

令和6年度は「精神障害を抱える方への災害対策を考える」をテーマに、管内の訪問看護ステーション、市の障害福祉主管課、防災主管課の職員を対象に研修会を開催した。災害派遣の経験がある訪問看護師や精神保健福祉センター職員から話を聞いた後、災害対策についてグループワークを行った。参加者からは、「精神障害を抱える方にとっての被災についてイメージができた。」「平時から減災、防災対策について取り組む意識が高まった。」との意見があった。

4 精神保健福祉地域ネットワークづくり

平成15年度より精神保健福祉の一般相談が市町村に移譲され、さらに平成18年に障害者自立支援法、平成25年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されるなど、精神保健福祉を取り巻く背景は大きく変動している。また、令和4年12月に改正された精神保健福祉法には、市における精神保健に係る相談において、精神保健上の課題を抱えるものも対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援を包括的に確保することが明確化された。当管内でも各市と連携して事例への支援を行いつつ、各市は地域の社会資源の整備に取り組んでいる。

こうした背景を受け、地域ネットワークづくりや相談技術向上を狙いとし、市や相談支援機関等が開催する精神保健関係の会議や事例検討会の支援を行っている。

また、圏域内の精神保健福祉ネットワークを推進するために、多摩府中保健所地域精神保健ネットワーク会議を年1回開催している。令和6年度は、課題別地域保健医療推進プランでひきこもり支援の取組を開始し、ネットワークを推進する取組を検討・実施しており、会議にてその取組成果のまとめを圏域で周知、共有していく。